

事務連絡
平成18年9月4日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産マンゴー)

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン産マンゴーについて、一部の輸出業者を除き、シペルメトリンに係る検査命令を実施することとしたことから、同事務連絡の別添1の2を別紙1のとおり改正するとともに、下記の登録輸出業者をリストから削除し、別表16を別紙2のとおり改正したので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

Diamond Star Agro Products, Inc.